

令和元年 11 月（第 11 回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年（2019年）11月11日（月）午前10時～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

| | | | |
|-----|--------------|-----|-------------|
| 1番 | 松本 三千輝（筆頭代理） | 2番 | 西山 隆文（次席代理） |
| 4番 | 松野 隆 | 5番 | 西川 達也 |
| 6番 | 野田 祐士 | 7番 | 高木 敬司 |
| 8番 | 中村 光博 | 9番 | 大村 幸誠 |
| 10番 | 西村 親夫 | 11番 | 山本 博文 |
| 12番 | 荒川 忠一 | 13番 | 廣田 律男 |
| 14番 | 岩村 久雄（会長） | | |

4. 議事日程

| | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員について |
| 日程第2 | 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について |
| 日程第3 | 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について |
| 日程第4 | 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について |
| 日程第5 | 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について |
| 日程第7 | 議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について |
| 日程第8 | 議案第5号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について |
| 日程第9 | 令和元年（2019年）第12回 委員会の日時について |

5. 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 事務局長 | 福岡 廣徳 | 農地係長 | 澤田 洋子 |
| 主 査 | 森崎 大輔 | 主 査 | 堀田 章一郎 |

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第11回益城町農業委員会を開会いたします。

3番上田農業委員さんから欠席の連絡を頂いております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いたします。

(会長)
《挨拶》

(議長)
日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番松本委員さん、10番西村委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第1号を説明》

(議長)
只今、報告第1号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第2号を説明》

(議長)
只今、報告第2号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員さんは一時退席をお願いします。

《関係委員退席》

それでは、番号1番につきまして事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号番号1番を説明》

(議長)

只今、議案第1号番号1番についてご説明いたしました。

菅推進委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(菅推進委員)

11月7日に聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻やメロンで、申請地には水稻を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人と妻が経験年数40年、年間300日、となっております。

取得後の農地の面積については、約1町7反で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

続きまして、議案第1号番号2番、3番について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号番号2番、3番を説明》

(議長)

只今、番号2番、3番についてご説明いたしました。
番号2番につきましては12番荒川委員さんに調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告致します。

11月8日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、草刈り機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は粟や水稻で、申請地には水稻を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数65年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、6,484.96㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番でございますが、2番西山委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(2番委員)

調査報告致します。

11月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、動力噴霧器、管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は白菜や大根で、申請地にも白菜や大根を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数68年、年間150日、長男は経験年数5年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、5,311㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号3番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部につきましては、5番西川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請書が提出されていますので、11月7日に行政書士の方と現地でお会いし、調査を行いました。

申請地は、集落内開発制度の区域にあって、上下水道の引き込みが容易であり、譲受人は現在借家住まいであり、子どもが成長し、家具等も多くなり手狭になったため申請地に自宅を建築したいと判断し選定したとの事です。

住宅ローンの仮審査も終わっており、資力信用はあります。

公共の上下水道も通っており、また、雨水は東側道路側溝に接続放流するとの事です。

区長さんより排水同意書が提出されており何ら問題ありません。

被害防除の方策として、周辺農地に万が一支障が出た場合は、申請人の責任において対応するとの事です。

以上のおり立地基準、一般基準に問題はありませんでした。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、5番西川委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための賃借権設定の部（一時転用）でございしますが、2番西山委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

11月2日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が益城町の災害公営住宅建設工事に従事する従業員の駐車場及び建築資材置場として一時的に転用する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は農振農用地域内ではありますが、使用期間が令和2年3月31日までで一時的なものであることから、転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力・信用については、特に問題ありません。

許可後はすみやかに工事に着手するとの事です。

また、使用期間終了後は、耕作できる状態に原状回復する旨の確約書も添付されております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地へ及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、2番西山委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

賃借権設定の再設定が7筆です。

使用貸借権設定の再設定が1筆です。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基

本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第4号説明》

（議長）

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

賃借権設定の再設定が11筆です。

使用貸借権設定の再設定が1筆です。

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和元年第12回委員会の日時について申し上げます。次回は12月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員